NPO 法人 反 貧 困 ネットワーク広島

新年あけましておめでとうございます

車を認められ将来に光!

生活保護制度

ある団地に住むKさん夫婦は、建築の設計をす る仕事をしています。一時の好景気はどこへや ら、最近では耐震工事の仕事が時々入る程度にな り、わずかな年金でとうとう生活に事欠くように なりました。高齢と妻の病院通いで生活が極端に 厳しくなったので区役所に相談に行きましたが、 車をもっているということで生活保護の申請をな かなか受け付けてくれません。困り果てたKさん らは、9月に開かれた反貧困ネットワークの相談 会で相談し、翌日にはスタッフと一緒に区役所を 訪れました。

厚生労働省は、車の保有については原則認めて いせんが、例外的に①交通の便の悪いところに住 んでいる。②仕事に必要 ③通院に必要 ④財産 的価値が低い などの場合は認めています。

このことをKさんにあてはめると、

- ①交通の便が極端に悪い。バスしかなくて一時間 に一本、それも五日市の駅までしか行かない。
- ②夫は家の設計をする仕事をしているが、耐震工 事の設計をしているので少しづつは仕事が入りま す。本人は75歳ですが、力仕事ではないので 80歳までは少なくとも頑張りたいと言っていま すが、設計をするうえで必ず現地に行って測量を しなくてはなりません。そのためにも測量機器を 運ぶために車がどうしても必要です。
- ③妻の場合は、広島の市民病院と廿日市のJA広 島病院、近所の病院に通院しています。足に障害 があるのでバスでの通院は不可能です。(身体障
- ④車の価値についても査定してもらうと『古いの でせいぜい | 5万円ですね』と言われた。引っ越 し費用にもならず、財産的価値がほとんどないた めに売るのをやめた。
- ⑤安心して仕事ができれば、車の維持費と若干の 生活費程度の収入があります。

このように、認められない理由が見つかりません。



通知書を手に喜びのKさん夫婦

Kさんは、「今回のことで藁にもすがる思い で相談会に行きました。そこで、スタッフの方 から、『これで保護の申請ができないことはあり 得ない』と言われ、翌日一緒に区役所まで行って くれました。妻は毎日とは言いませんが3~4日 に一度ほどの病院通い、正直疲れ切ってしまいま した。お金も飛ぶように出ていきます。不安で不 安で夜も眠れない日が続きました。担当者に『は いこれで受け付けますよ』と言われたときには、 ホッとして全身の力がぬけるようでした。

数日して保護の決定書が届きました。しかし、 『①すみやかに車を処分すること。②売れた場合 必ず収入申告をすること』との条件付きでした。 『通院はタクシーで通院してください。』とのこ とでした。これでは喜び半分です。

市役所本庁の課長らにも実情を訴えたところ、本 庁の担当者から『区役所に聞いたところ、車は仕事に どうしても必要だとはっきり言わなかったんじゃない ですか?』と言われ、そう言えば今までは妻の通院の ことばかり考えていたことに気がつきました。そこで 後日、再度区役所を訪れ、私の仕事についても詳しく 話しをさせてもらいました。すると上司の方が、『分 かりました。その方向で検討しましょう。』と言われ たときには、パッとまさに将来に光がさしたような思 いでした。」と話されました。

市との話し合い (2024年11月15日) に参加して

反貧困ネットワーク広島 安徳 剛

まず、生活と健康を守る会や、反貧困ネットワークが、市の該当課と定期的に話し合いができる場をもつまでには、長い間の粘り強い運動があってからこそと思います。 あらためて関わってこられたみなさん方に敬意を表したいと思います。

さて、専門的な要求の内容については勉強不足ですが、全体を通しての感想を述べさせていただきます。

私が違和感をもったのは、行政側の回答の中で「(生活保護受給者の方に)アパート探しを指導している」という表現です。「支援する」「援助する」という言葉ならわかりますが、私には上から目線を感じました。揚げ足取りするつもりはないのですが、言葉には思想が現れます。そういう思いが回答者にないのかとずっと思って話し合いを聞いていました、が、「指導」という言葉は生活保護の実施要領で使われており、回答者ではなく厚生労働省が使っている公的な表現であることにも驚きました。私が考えすぎなのでしょうか。

私は反貧困ネットワークでカウンセリングを

やっていますが、自己肯定感が低い人が目立つような印象があります。「お上の世話になっている」「社会に迷惑をかけている」「死にたいけど死ぬ勇気がないから生きている」という言葉を聞いたことがあります。生活保護は施しではなく権利です。行政は生活困窮者に対等に同じ目線で向き合うべきです。

生活保護はじめ、様々な福祉の対象者の方はたまたま生い立ちや、生活環境、病気や障害などで福祉的支援が必要となった方です。そして、いつ自分が、福祉的支援を必要とする立場になるかわかりません。

生活保護受給者など生活困窮者とは、寄り添う姿勢で向き合うことが大事であると感じました。



マイナ保険証で効率化されるのは?

2024年12月2日から、ついに健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」への一本化がスタートしました。国は、過去に処方された薬や健診結果などの情報が医療機関を超えて共有されることでよりよい医療が受けられ、医療機関の業務効率化が図られるとメリットをうたっています。高額療養費の請求手続きも不要、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできるなど、もちろんメリットもあります。医療DX化を進め、効率化することで国民皆保険制度を守ることは重要なことです。

システムエラー、他人の個人情報がひも付けられていたなどのトラブルなど、デメリットの方が大きく報道されていることも事実で、この原稿も、実は「メリットを中心に書いてほしい」と依頼されました。が、それでも私は課題を書かずにはおれません。

広島文教大学 人間福祉学科 准教授 山地恭子 社会福祉士・医療ソーシャルワーカー

数年前に私が経験したケースです。救急来院された A さん(50代・男性)は路上で倒れ救急搬送され、「保 険証がない」と主張します。さっそく MSW(私)が 呼ばれ話を聞くと「マイナンバーの手続きをしたら、 保険証はいらなくなるよと役所の人に言われたから保 険証は捨てた」と話されました。暗証番号も忘れ、やっと車いすに移乗できるようになった 2 日後、受付で顔 認証したところ・・・保険料未納で「国保資格証」状態、 つまり医療機関の窓口で 10 割払ってもらう必要がある方でした。大きな勘違いをされていました。

また、特別養護老人ホームなど、高齢者が長期入所されている施設などからは、今後の保険証管理をどうすべきか悩んでいると聞きます。 まさかマイナンバーと暗証番号をセットで管理するなど怖くてできないでしょう。

そもそもマイナカード取得は任意であって義務では ありません。そのため当初は困難とされていましたが、 マイナ保険証の利用登録解除手続きを希望することもできます。解除手続きをすれば、当面1年間は保険証が利用でき、郵送される「資格確認証」で受診するこ

ともできます。

全体として医療にかかる費用が効率化され削減されるまでには、かなり時間がかかりそうです。



「令和6年度 広島県生活困窮者 自立相談支援事業従事者研修」に参加して

社会福祉士 田中洋子

2024年12月18日、広島県が主催する研修で「居住支援法人の活動報告」をしました。

広島県内各市町から主に直接窓口を担当する社会福祉協議会職員、行政職員が30名余り参加されました。事前に、制度や運用についての研修が2日間あった後、この日はテーマ別研修「住まいの支援について」として、①住宅施策についての行政説明、②居住支援協議会についての講演、③居住支援法人について「活動報告」、④グループワーク・情報交換という内容でした。

③居住支援法人についてでは、福山市に拠点を置かれている(株)たかはしの高橋理事長と、反貧困ネットワーク広島の2事業所が報告しました。

(株)たかはしは元々福山市で不動産業をしておられ、その中で、保証人のいない方たちを大家さんにつなぐために、NPO法人を設立し、生活困難な方たちの支援を始めたと言われていました。2009年からやむにやまれず、この事業を始められたそうで、きしくもこの2009年という年は、当法人設立の年でもあります。広島でホームレスの方たちを何とか支援しなければいけないと、「野宿労働者の人

権を守る広島夜回りの会」などが活動を始めたのは 1997年からですから、社会の受け皿として、一部の NPO法人が動き始めたということだと思います。

そして、ここにきてやっと、行政や社協も生活困窮者の生活再建のために住居の必要性を考える土壌ができたということでしょうか。最近は、ほかの相談事業所からも居住支援事業の話をしてほしいということも増えました。生活に困難を抱えた方たちはちょっとしたことで、生活が再び揺らぐこともあり、住居が定まるだけでは、生活の安定まではいかないことも多くあります。居住支援法人の役目として住居の斡旋から暮らしの相談、見守りも継続的にすることで、本人たちの抱えている孤立・孤独からの解放ができたらと思っています。その意味で、これまで反貧困ネットワーク広島がしてきたことが、居住支援事業に十分生かされていると感じました。

この資料を作るために反貧困ネットワーク広島 の歴史と業績を振り返ることもできたので、必要な 方にはいつでも居住支援事業に関してのお話をさ せて頂きます。



広島県農業協同組合労働組合連合会より、 お米からお菓子まで寄付いただきました。 ありがとうございました。

支援者からの年の瀬寄付

物価高騰のなか、私たちの活動に協力していただいている方々から、今年も食材の提供がありました。ありがとうございました。

●寄付のお願い

- ・米(玄米も可)、ラーメン、そうめんなど保存食品、タオル、洗顔用品、洗剤、新品の下着や靴、歯ブラシ・カミソリなどのアメニティ
- ・炊飯器、電子レンジ、テレビ、掃除機など持ち運び可能な 家電製品、自転車など重い物は車で取りに伺いますのでご 連絡ください。



2024年最後のサロンで落語を 披露する安産亭徳丸師匠

12月障害年金ホットライン& 暮らしとこころの総合相談会について

広島市役所 2 階講堂での相談会は今回で 5 回目となりました。

中国新聞と12月1日の「ひろしま市民と市政」に掲載され、面談38件、電話9件、合計47件の相談が寄せられました。

毎年、年末対策として、12月に暮らしとこころの総合相談会を開催していますが、今年は、初めて広島県社会保険労務士会にも後援いただき、「障害年金ホットライン・暮らしとこころの総合相談会」として開催しました。

初めての「障害年金ホットライン」でしたが、昨今の物価上昇等の影響からか、相談者の半数近くが70歳以上の方で、「今の老齢年金では生活できない。若い頃から病気をしているが障害年金を受給できないか」「他にもらえる給付はないか」「年金額は増えないのか」という、生活困窮からの相談と思われるものが多く見受けられました。また、若い方においては、年金事務所等で障害年金



を受給できないと説明を受けたものの、「何とかならないか」という相談が多く寄せられました。

相談内訳

(性別) 男性21、女性23、不明3

(年代) 20代、30代各1名、40代5名、50代6名、60代8名、70代10名、80代8名、不明8名(知的媒体) 法テラス14名、団体紹介6名、市民と市政3名、チラシ、ラジオ、新聞各2名

(相談種別) 年金15名、借金、相続各10名、こころの相談5名、生活苦相談4名、損害賠償相談3名、住まい相談2名

反貸困ネットワーク広島 シェルター利用状況

2009年5月1日から2024年11月30日まで(単位: 世帯)

| | | — III - III / | |
|-----------|---------|---------------|-------|
| 年代 | 男性 | 女性 | 合計 |
| 10代 | 9 | 21 | 30 |
| 20代 | 191 | 76 | 267 |
| 30代 | 311 | 69 | 380 |
| 40代 | 394 | 109 | 503 |
| 50 代 | 340 | 74 | 414 |
| 60代 | 228 | 44 | 272 |
| 70 代 | 112 | 33 | 145 |
| 80代 | 16 | 11 | 27 |
| 不明 | 16 | 27 | 43 |
| 合計 | 1617 | 464 | 2081 |
| 単身 1932 名 | 夫婦 45 名 | 親子 100 名 | その他4名 |

今後の相談会の予定一

·2025年3月25日(火)10時~16時

労働トラブルホットライン・暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催) (面談・電話) ※会場 広島市役所2F講堂 ·2025年6月3日(火)10時~16時

全国-斉女性の権利ホットライン・暮らしとこころの総合相談会(広島弁護士会主催) (面談・電話) ※会場 広島市役所2F講堂

ホームページ▼

発行者 NPO法人 反貧困ネットワーク広島

広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階 広島総合法律会計事務所内

電話: 082-227-8181 FAX: 082-227-1200

大手町事務所 中区大手町5-16-18パルビル4階

会費・寄付振込先

- ●正会員(個人)年会費 2,000 円
- ●正会員(団体)年会費 5,000円
- ●賛助会員(個人)年会費 5,000 円
- ●賛助会員(団体)年会費 10,000円

広島銀行 白島支店 普通 3235401 反貧困ネットワーク広島 郵便為替 01390-1-98338 加入者 反貧困ネットワーク広島

シェルターへの問い合わせ・生活相談・寄付の受付などは、大手町事務所へ 平日 10:00~17:00 電話 082-545-7709 または 電話 090-4890-1579 居住支援センターは 電話 082-545-7705 まで

